## 社 長 のためのお勉 強

令和元年 11 月 15 日

〒540-0012 大阪市中央区谷町 2-7-4

株式会社堀口オフィス

TEL 06-6910-6412 :FAX 06-6910-6414

## 住宅取得資金の贈与の非課税

父母や祖父母からの贈与により、住宅用の家屋の取得の対価に充てるための 金銭を取得した場合において、一定の要件を満たすときは、次の非課税限度額 までの金額について、贈与税が非課税となります。

この住宅取得資金の贈与を非課税の適用を受けるためには申告手続きが必要です。

## ※消費税の税率が10%である場合

住宅用家屋の契約の締結日	省エネ住宅	左記以外の住宅
令和1年10月1日~令和2年3月31日	3,000 万円	2,500 万円
令和2年4月1日~令和3年3月31日	1,500 万円	1,000万円
令和3年4月1日~令和3年12月31日	1,200 万円	700 万円



